

第3回墨田区介護保険事業運営協議会

議事要旨

日 時 令和6年1月29日（月）午後1時30分から（午後3時00分終了）

場 所 区役所12階 123会議室

1. 開会
2. 「墨田区高齢者福祉総合計画・第9期介護保険事業計画（案）中間のまとめ」に関するパブリックコメント等の結果報告について【資料1】
3. 「墨田区高齢者福祉総合計画・第9期介護保険事業計画（案）中間のまとめ」からの主な追加・変更点について【資料2】【資料3】
4. 令和5年度第2回墨田区地域包括支援センター運営協議会報告【資料4】
5. 閉会

【配布資料】

- 【資料1】「墨田区高齢者福祉総合計画・第9期介護保険事業計画（案）中間のまとめ」に関するパブリックコメント等の結果報告について
- 【資料2】「墨田区高齢者福祉総合計画・第9期介護保険事業計画（案）中間のまとめ」からの主な追加・変更点について
- 【資料3】「墨田区高齢者福祉総合計画・第9期介護保険事業計画（案）」
- 【資料4】令和5年度第2回墨田区地域包括支援センター運営協議会議事要旨
- 【資料5】墨田区のお知らせ「高齢者福祉・介護保険特集号」

第3回墨田区介護保険事業運営協議会 出席者

【委員】

氏 名	所属・役職	出欠	参加方法
◎和 気 康 太	明治学院大学	出席	会場
○鏡 諭	法政大学大学院	出席	オンライン
成 玉 恵	千葉県立保健医療大学	欠席	—
山 室 学	墨田区医師会	出席	オンライン
岩 崎 洋 子	東京都本所歯科医師会	出席	オンライン
北 總 光 生	東京都向島歯科医師会	出席	オンライン
関 谷 恒 子	墨田区薬剤師会	出席	オンライン
堀田 富士子	東京都リハビリテーション病院	出席	オンライン
鎌形 由美子	墨田区民生委員・児童委員協議会	出席	オンライン
大 滝 信 一	墨田区社会福祉事業団	出席	オンライン
前 田 恵 子	墨田区社会福祉協議会	出席	オンライン
岩 田 尚 明	墨田区特別養護老人ホーム施設長会	出席	オンライン
○安 藤 朝 規	弁護士（墨田区法律相談員）	出席	オンライン
庄 司 道 子	墨田区障害者団体連合会	出席	会場
沼 田 典 之	墨田区老人クラブ連合会	欠席	—
北村 嘉津美	町会・自治会	欠席	—
佐 藤 令 二	墨田区介護サービス相談員連絡会	出席	会場
濱 田 康 子	すみだケアマネジャー連絡会	出席	オンライン
小 谷 庸 夫	墨田区訪問介護事業者連絡会	出席	オンライン
佐 藤 和 信	第1号被保険者	出席	会場
村 山 厚 子	第1号被保険者	出席	オンライン
福 島 洋 子	第2号被保険者	出席	オンライン
杉 下 由 行	墨田区保健衛生担当部長	欠席	—
関 口 芳 正	墨田区福祉保健部長	出席	会場

◎会長 ○副会長

【事務局】	北野 亘	介護保険課長
	瀬戸 正徳	高齢者福祉課長
	清水 洋平	副参事（地域包括ケア推進担当）
	田中 雅美	介護保険課管理・計画担当主査
	細谷 瑞真	介護保険課管理・計画担当主査
	高原 昌幸	介護保険課認定・調査担当主査
	中洞 雅	介護保険課認定・調査担当主査
	応矢 裕二	介護保険課資格・保険料担当主査
	立野 真宏	介護保険課給付・事業者担当主査
	坂下 直樹	介護保険課給付・事業者担当主査
	田中 美由紀	介護保険課資格・保険料担当主査
	中島 応治	高齢者福祉課支援係長
	嘉瀬 健人	高齢者福祉課支援係主査
	石下 貴之	高齢者福祉課相談係長
	鈴木 真理	高齢者福祉課相談係主査
	高嶋 秀夫	高齢者福祉課地域支援係長
	會田 光穂	高齢者福祉課地域支援係主査
	村瀬 洋太	高齢者福祉課地域支援係主査
	田部谷 友基	高齢者福祉課地域支援係主査
	中山 明	高齢者福祉課支援係主事
	杉田 貴幸	介護保険課管理・計画担当主事
	田中 友和	介護保険課管理・計画担当主事
	佐伯 真理子	介護保険課管理・計画担当主事

1. 開会

(事務局) 開会に先立ち、事務局から連絡事項をお伝えする。

-事務局からオンライン会議形式における注意事項等について説明-

(事務局) 本日は3名の委員が欠席である。
本日の傍聴希望者は3名である。
このほか、次期計画策定に係るコンサルティング業務を委託している株式会社ナレッジ・マネジメント・ケア研究所の職員が同席している。続いて、配布資料の確認する。

-事務局から資料の確認-

(事務局) なお、この協議会は議事録作成のため録音をさせていただくので、御了承願う。
それでは、会長に議事進行をお願いする。
(会長) これより、令和5年度第3回墨田区介護保険事業運営協議会を開会する。

2. 墨田区高齢者福祉総合計画・第9期介護保険事業計画（案）中間のまとめ」に関するパブリックコメント等の結果報告について【資料1】

-事務局から【資料1】について説明-

(会長) ただいまの説明で、意見や質問等があればお願いします。
(B 委員) 特別養護老人ホームの整備について、1施設が新規で整備されることだが、はなみずきホームとたちばなホームが老朽化により廃止となり、その建て替えを含めた合併した形での施設になるということか。
(事務局) たちばなホームとはなみずきホームは廃止するが、新施設はこれらの施設の建て替えや合併による整備ではない。なお、たちばなホームとはなみずきホームの入所者は新施設に転所するよう調整している。
(C 委員) パブリックコメントについて、意見の提出が2名ということだが、少ないように思える。前はどのくらいの数で、前はどのくらいの数だったのか。また今回どのように周知を行ったのか、その方法は妥当であったのか。
(事務局) 第8期計画策定時のパブリックコメントは、2名から4件の意見をいただいた。周知については区ホームページ及び区報特集号にて意見を募集した。ご指摘の通り、意見の件数は少ないため、3年後に多くの意見をいただけるように改善方法を考えていきたい

3. 「墨田区高齢者福祉総合計画・第9期介護保険事業計画（案）中間のまとめ」からの主な追加・変更点について【資料2】【資料3】

-事務局から【資料2】【資料3】について説明-

(A 副会長) 国の介護報酬改定において、改定率 1.59%の引上げが決定したが、今回の改定について事業者からどのような声を聞いているのか伺いたい。

(事務局) 今回の介護報酬改定は、今までの改定において過去 2 番目に大きい引き上げ幅となった。一方で、特別養護老人ホームや通所介護等の事業者からは、物価高騰等により運営が厳しいと聞いている。区独自で直接的に報酬を上乗せすることは難しいが、側面的な支援を積極的にしていきたいと考える。

(A 副会長) 第8期計画末の介護給付費準備基金の残高が24億円とのことだが、なぜ残高が発生したのか、その残高をどうするかについて伺いたい。

(事務局) 介護給付費準備基金の繰り越し分について、この基金は第1号被保険者の保険料のうち、計画期3年間で余った分を積み立てており、次期以降の保険料の上昇抑制に充当するという面と、計画期間中に給付費の見込みを上回るような事態となった場合に充当するという面がある。第8期計画末において、24億円という大きな金額の残高が発生しているが、これは第7期計画策定時において給付費を大きく見込んだことで保険料を高く設定したことが要因である。

第8期計画を策定する際、第7期計画末の残高見込みが17億円で、そのうち10億円を第8期の3年間で取崩す計画を立てたが、国の調整交付金の上振れ等もあり、約5億円の取崩しで済んだ。これに伴い、繰り越された第7期計画末の残高に積み増しがされ、第8期計画末では24億円の残高となった。

第9期計画ではこの残高のうち、16.5億円を取り崩すこととし、残りは処遇改善の上乗せ等による不測の事態が発生した場合に活用する。

(会長) 基金と介護保険料については、丁寧に区民へ説明することが必要である。介護保険料は各期で改定され基本的には上昇し、基金でその上昇分を抑制するということを繰り返す。

今回は24億円の基金のうち、16.5億円を取崩して、残りを予備とすることである。また、仮で算定された介護保険料についても、決して少なくない金額であり、保険料上昇の抑制を考えなければならない。介護保険料の基本設計は区でできるものでなく、国や都が考えるべきところであるが、今後、右肩上がりの介護保険料をどうするか考える必要がある。

- (D 委員) 計画期毎の保険料の上がり方が当初と比べ高くなっているが、今後の高齢者数から考えた場合、若年層の比率が少なくなっており、この層への負担が重くなってしまう。若年層への負担が大きくなると保険料が納付されないリスクもあるため、うまく調整していくことが課題である。介護保険料の負担が小さくなるに越したことはないが、全体として見た場合、若干の妥協も必要ではないかと思う。
- (会長) 今後、高齢者数が増加することは明白である一方で、40～64 歳までの第 2 号被保険者の数は減少し、第 1 号被保険者層と第 2 号被保険者層の負担の折り合いをどのようにつけていくかが非常に難しく、双方の合意を取るようにしていかないといけない。
- (D 委員) 第 2 章 2(2)「参加してみたい介護予防活動」について、「参加したいものがない」という回答が 24.9%であった。一方で、介護予防活動はフレイル予防の実効性を高めるためにも非常に有効な事業である。これらの事業の周知のために、区や各団体は努力をされていると思うが、有効に事業を伝えるためにも情報共有ツールの活用方法等の検討が必要である。フレイル予防がどのようなものなのか具体的に伝えられれば、「参加したいものがない」という回答も減るのではないか。
- (事務局) 参加したいものがない人へのアプローチについては、各種介護普及啓発事業を実施し、冊子、ホームページや広報媒体等で周知をしている。また、単身世帯の高齢者に対して、フレイル予防の活動や社会参加に結び付けていくために、見守り相談室の職員がお伺いして、必要な支援や活動に結びつくような取組をしている。なお、見守り相談室だけでなく、民生・児童委員にも近隣地域に居住してる高齢者を把握していただき、必要な支援につなげる取組もしている。
- 区としても、高齢者の皆様に介護予防活動に参加いただきたいところだが、一定数、活動に参加したくないという方はいる。そのような方をどのように支援や活動につなげていくかというのは、今まさに各圏域の包括支援センターにて、地域の方々と一緒に議論しているところである。
- ご指摘のあった、情報発信が足りないのでは、ということだが、まさに区としても課題と捉えており、第 9 期計画における日常生活圏域別の地域包括ケア計画では今後重視していくことを掲げている。
- (D 委員) 第 3 章 1(2)「介護予防の推進」では事業の進捗状況と課題が掲載されているが、介護予防活動をしていく中で、情報伝達や意思疎通等のコミュニケーションに課題があり、解決に向けてスピードアップするべきではないかと感じる。検討だけでなく実際に試行し評価する PDCA のような取組をすべきではないか。
- (事務局) 第 9 期計画では課題解決に向け目標を立て、実行し、評価するという PDCA サイクルにて取り組む予定である。
- (B 委員) 元気応援教室について、10 年前は講師料として 3,000 円程度支払われていたが、この金額が改定され、来年度は 2,000 円程度になる。体操教室は 1 回あたり 1 時間となっているが、事前の準備や片付けを

加味するとそれ以上に時間を要しているため、この金額の設定は適切であるのか伺いたい。また、改定した背景についても伺いたい。

(事務局)

介護予防サポーターへ支払われているものは講師料ではなく、事業に協力いただいた謝礼という位置付けであり、交通費相当額として設定したものである。介護予防サポーターはボランティアとして協力いただいているという考え方であり、他区の状況を確認したところ、謝礼等もなく、完全にボランティアとして実施しているところもある。そのような背景のもと、事前にアンケートを行い、見直しをさせていただいた。

(B 委員)

本事業の費用について、過去 20 年間、介護予防サポーターとして活動してきた経験から、5 年、10 年先もこの事業が継続できるのか、拡大できるのか疑問を感じている。

(事務局)

事業を継続するためには費用負担の問題があるが、その課題解決策として、民間の空きスペースを貸していただける方の登録制度を開始し、現在 2 か所の空きスペースの登録に至っている。区の資源だけでなく民間の空きスペースについても活用することで、通いの場も増え、当然、介護予防サポーターの皆様の活躍の場も増えると想定するため、引き続き皆様にご協力いただけるように、このような費用負担軽減の取組を進めていきたい。

(B 委員)

第 2 章 4(1)②「■介護度別要支援・要介護認定者数の推移」について、要支援 1、2 は令和 3 年度までは減少傾向にあったが、令和 4 年度からは増加傾向にある。一方で、要介護 1 は令和 4 年度までは増加傾向にあったが、令和 5 年度になると大幅に減少していることについて、要因を伺いたい。

(事務局)

令和 6 年以降、2025 年問題を鑑み、高齢者人口の中でも後期高齢者の比率が急速に増えていくと見込んでいる。その結果、要支援よりも要介護が増えていくと考え、このような推計をした。

3.令和 5 年度第 2 回墨田区地域包括支援センター運営協議会報告

-地域包括支援センター運営協議会会長から【資料 4】について説明-

4. 閉会

(会長)

以上で、令和 5 年度第 3 回墨田区介護保険事業運営協議会を閉会する。